

奈良県教育委員会

# 週報

第2291号

平成30年4月5日発行

## 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
平成30年度週報発行予定表		企画管理室	1
行事参加等共通仕様書		企画管理室	2
奈良県教育委員会教育委員等の異動について	各市町村教委教育長 各公立学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	企画管理室	3
平成30年度「奈良県教育週間」について	各市町村教委教育長 各学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長	教育振興大綱 推進課	4
平成30年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に専念する義務の特例について	各市町村教委教育長 各公立学校(園)長 学校以外の各県立教育機関の長 県教委事務局各課・室(所)長	福利課	5
平成30年度学校学生生徒旅客運賃割引証の交付申請について	各公立中・高等学校長 各特別支援学校長	学校教育課	7
奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について	各市町村教委教育長 各中学校長 各中等教育学校長 各県立学校長	学校教育課	12
平成30年度高等学校卒業程度認定試験の実施について	各市町村教委教育長 各中・高等学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	人権・地域 教育課	17
管理職「人権教育」研修講座の開催について	各市町村教委教育長 各公立学校長	人権・地域 教育課	21
平成30年春の交通安全県民運動の実施について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	保健体育課	23
平成30年度奈良県立教育研究所”教育セミナー2018”学びにつなぐ～「主体的・対話的で深い学び」の実現～の開催について	各市町村教委教育長 各学校(園)長	教育研究所	29

平成30年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」調査実施園の募集について  
各市町村教委教育長 教育研究所 36  
各園長

(次の週報は、平成30年4月19日(木)発行の予定です。)

## 平成30年度週報発行予定表

月	週 報 発 行 日		
4 月	5 日 (木)	1 9 日 (木)	
5 月	1 0 日 (木)	1 7 日 (木)	3 1 日 (木)
6 月	1 4 日 (木)	2 8 日 (木)	
7 月	5 日 (木)		
8 月	2 日 (木)		
9 月	6 日 (木)	2 0 日 (木)	2 7 日 (木)
1 0 月	1 1 日 (木)	2 5 日 (木)	
1 1 月	8 日 (木)	2 2 日 (木)	
1 2 月	6 日 (木)	2 0 日 (木)	
1 月	1 0 日 (木)	2 4 日 (木)	
2 月	7 日 (木)	2 1 日 (木)	
3 月	7 日 (木)	<u>2 0 日 (水)</u>	

※週報は、原則隔週木曜日発行とします（アンダーラインは水曜日）。

## 行事参加等共通仕様書

(参加基本様式)

参加申込書				
_____年 月 日				
_____ 殿				
所 属 _____				
所属長 _____				
下記のとおり申し込みます。				
職 名	氏 名	(A)	(B)	(C)

### ◎参加基本様式記入上の注意

- 1 用紙の大きさは、A 4判又ははがきとします。
- 2 アンダーラインの箇所は、必ず記入してください。
  - ① 研究会・研修会・大会等の名称を「参加申込書」の前に記入してください。
  - ② 宛先は、「殿」の前に「県立教育研究所長、〇〇研究会長、奈良県教育委員会事務局 〇〇課長、〇〇所長」などを記入してください。
- 3 表の中の項目で使用しないものについては、記入欄は空白のままにしておいてください。  
なお、週報に掲載された通知等の文書の項目を必ず確認してください。

教 企 第 2 号  
平成30年4月5日

各市町村教委教育長 }  
各公立学校（園）長 } 殿  
学校以外の各県立教育機関の長 }

奈良県教育委員会教育長

### 奈良県教育委員会教育委員等の異動について（通知）

このことについて、下記のとおり異動がありましたのでお知らせします。

#### 記

職 名	区分	氏 名	備 考
教育長	再	吉田 育弘	平成30年4月1日再任
委 員	再	高本 恭子	平成30年4月1日再任

#### <異動後の構成>

職 名	氏 名
教 育 長	吉 田 育 弘
教育長職務代理者	花 山 院 弘 匡
委 員	佐 藤 進
委 員	森 本 哲 次
委 員	高 本 恭 子
委 員	上 野 周 真

教 推 第 1 号  
平成30年4月5日

各市町村教委教育長  
各学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長

） 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度「奈良県教育週間」について（通知）

平成30年度「奈良県教育週間」は、11月1日（木）～11月7日（水）になります。

つきましては、「奈良県教育の日（11月1日）」の趣旨に留意され、下記のとおり、「奈良県教育週間」の期間を中心とした授業公開等の教育関連行事に、保護者や地域の方々の積極的な参加を促し、教育に関する理解と関心を高める取組を推進していただきますよう、御準備をお願いします。

### 記

1 現在、国では、「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」を策定し、「学校を核とした地域づくり」を推進しています。本県においても、奈良県の将来を担う子どもたちを生涯学び続ける自立した社会人に育てるために、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを育む体制づくりを推進することが重要であると考え、奈良県教育振興大綱に主な取組として明記しています。

各機関におかれましても、これらの方向性を御理解いただき、特に「奈良県教育週間」中の授業公開等の教育関連行事において、より多くの保護者や地域の方々に参加いただき、学校等における教育活動の地域への公開を推進していただきますようお願いいたします。

なお、本年度の各機関の教育関連行事の実施予定につきましては、6月頃に照会する予定です。

2 「奈良県教育の日」シンボルマークは、県教育委員会ホームページからダウンロードできます。教育関連行事实施の際に御活用ください。



教 福 第 1 号

平成30年4月5日

各市町村教委教育長  
各公立学校（園）長  
学校以外の各県立教育機関の長  
県教委事務局各課・室（所）長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度福利厚生事業に参加する場合の職員の職務に 専念する義務の特例について（通知）

このことについて、教職員の福祉の増進を図るため別表に掲げる事業を実施するにあたり、県教育委員会事務局及び県立の教育機関並びに県立学校の教職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月奈良県条例第6号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務が免除されるので通知します。

なお、市町村教育委員会所管の教職員につきましても、これに準じた御配慮をお願いします。



【別表】

事業名	実施機関	実施（予定）日	職専免の範囲	内容等
人間ドック (1日及び2泊 3日コース)	共済組合 互助組合 共催	平成30年6月 ～31年3月	受診に要する 3日以内の日	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象に人間ドッ クを実施する。
※特定保健 指導	共済組合	平成30年4月 ～31年3月	受診に要する 2日以内の日	40歳以上の共済組合員を 対象に健診後の保健指導を 実施する。
器官別検診 (子宮頸がん検 診及び乳がん 検診)	共済組合	平成30年7月 ～31年3月	受診に要する 1日	共済組合員の女性希望者を 対象に検診を実施する。
脳ドック	共済組合 互助組合 共催	平成30年6月 ～31年3月	受診に要する 1日	40歳以上の共済組合員及 び互助組合員の希望者を対 象に脳ドックを実施する。
ストレスドッ ク	共済組合 互助組合 共催	平成30年6月 ～31年3月	受診に要する 1日	共済組合員及び互助組合員 の希望者を対象にストレス ドックを実施する。
健康指導	共済組合	平成30年8月 予定	実施に要する 1日以内	共済組合員を対象に健康指 導を実施する。
健康づくり セミナー	共済組合	平成30年7月 ～31年3月	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に実技を 含めた健康づくりセミナー を実施する。
こころの相談 室	共済組合	平成30年4月 ～31年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よる相談を実施する。
メンタルサポ ート（心の健 康相談）	共済組合	平成30年4月 ～31年3月	必要と認めら れる期間	共済組合員を対象に面接に よるメンタル相談を実施す る。
森林セラピー	共済組合	平成30年7月 ～31年3月	事業実施に要 する1日以内	共済組合員を対象に健康増 進やリラックスを目的とし たプログラムを実施する。
ライフプラン 講習会	共済組合	平成30年7月 及び平成31年 1月予定	事業実施に要 する1日	共済組合員を対象に教職員 の健康及び生涯設計を促進 するため講習会を実施する。

※共済組合は職員健診や人間ドック等の健診結果により、保健指導該当者を抽出し実施する。

各公立中・高等学校長 }  
各特別支援学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度学校学生生徒旅客運賃割引証 の交付申請について（通知）

このことについて、下記事項に注意の上、平成30年4月27日（金）までに交付申請書及び使用に関する調書を提出してください。

### 記

- 1 平成30年度の学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）の取扱期間は、平成30年5月1日から平成31年4月30日までとする。
- 2 申請については、平成29年度の使用枚数を勘案した上、平成30年度の使用計画を検討し、申請書（第1号様式）及び使用に関する調書（第1号様式別紙）を提出すること。
- 3 交付希望のない学校においても、平成29年度の実績があれば、使用に関する調書のみを提出すること。
- 4 学割証の使用目的の範囲は、原則として次の場合に限られる。
  - （1） 休暇、所用による帰省
  - （2） 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
  - （3） 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
  - （4） 就職又は進学のための受験等
  - （5） 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
  - （6） 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
  - （7） 保護者の旅行への随行

5 学割証の発行について

- (1) 学校の代表者は、学割証を学生又は生徒（以下「学生等」という。）に発行するときは、必要事項を記入して職印を押し、学割証発行台帳に契印を押しの上で発行すること。
- (2) 新たに入学する学生等に対する学割証の発行は、本人が入学手続きを完了し、学生証を本人に交付した後であれば、入学する以前であっても発行することができる。ただし、乗車券の有効開始日は入学する月の初日以降に限る。

この場合、発行年月日の記入のほか学割証表面余白に「〇年〇月〇日から有効」の例により、有効開始日を朱書きすること。

- (3) 卒業する学生等に対する学割証の発行は、卒業する月の末日まで行うことができる。

この場合、卒業する月の3か月前以降に学割証を発行するときは、学割証表面余白に「〇年〇月〇日まで有効」の例により、学年の終期を朱書きすること。

なお、卒業により使用資格が無くなった場合でも、その乗車券の有効開始日が学年の終期までの日である場合に限って、その有効期間中は使用できる。

(注)「学年の終期」とは学年の終わる月の最後の日をいう。

- (4) 乗車船区間欄及び乗車券の種類欄を訂正する場合は、訂正箇所を抹線し、記名本人の認印又は自署（サイン）で訂正することができる。

その他、発行者が記入する事項については、発行者の職印を押しして訂正することができる。

6 学割証出納簿及び学割証発行台帳の整備について

- (1) 学校の代表者は、学割証の出納及び交付については、学割証出納簿及び学割証発行台帳を備えつけ、出納及び交付の状況を常に明らかにしておくこと。
- (2) 学割証出納簿及び学割証発行台帳の書式は次のとおりとする。

・学割証出納簿

発行年月日	受入れ	払出し	残存枚数	取扱者印	代表者印	記事
		以	下	略		

・学割証発行台帳

発行年月日	学割証番号	使用 者		契 印	記 事
		部 科 学 年	氏 名		
		以	下	略	

7 その他、学割証の取扱いについては、平成18年4月11日付け事務連絡で配付している「学生割引のてびき」（西日本旅客鉄道株式会社発行）を参照すること。

8 提出先及び問い合わせ先

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

県教育委員会事務局学校教育課総務係 原田

TEL 0742-22-1101（内線 5256）

0742-27-9849（直通）

FAX 0742-23-4312

\*封書による提出の場合は、表に「学割証交付申請書在中」と明記すること。

第1号様式

文 書 番 号

平 成 年 月 日

奈良県教育委員会事務局学校教育課長 殿

校長名



## 平成30年度学校学生生徒旅客運賃割引証交付申請書

平成30年度学校学生生徒旅客運賃割引証を下記のとおり交付されるよう別紙調書を添えて申請  
します。

記

交付申請枚数 枚

第1号様式別紙

学校学生生徒旅客運賃割引証使用に関する調査

学 校 名 \_\_\_\_\_

担 当 者 名 \_\_\_\_\_

作 成 年 月 日 \_\_\_\_\_

1 平成29年度学割証使用実績見込み (H29. 5. 1～H30. 4. 30)

受 入 状 況		使 用 状 況		
区 分	数 量	目 的	数 量	一人当たりの枚数
1. 繰越枚数	枚	1. 帰 省	枚	枚
2. 29年度分	枚	2. 正 課 教 育	枚	枚
3. 追 加 分	枚	3. 正課外教育活動	枚	枚
		4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚
		5. 見 学	枚	枚
		6. 傷 病 治 療	枚	枚
		7. 保護者旅行随伴	枚	枚
		8. 廃 紙	枚	枚
計	(A) 枚	計	(B) 枚	枚
H30. 4. 30現在保管枚数 (予定) (C) = (A) - (B) 枚				
備 考	一人当たりの枚数は、H29. 5. 1現在在籍者数で除してください			

2 平成30年度学割証使用計画 (H30. 5. 1～H31. 4. 30)

目 的	使 用 枚 数 (予 定)		備 考
	数 量	一人当たりの枚数	
1. 帰 省	枚	枚	一人当たりの枚数は、 H30. 5. 1現在在籍者予定 数で除してください。
2. 正 課 教 育	枚	枚	
3. 正課外教育活動	枚	枚	
4. 就 職 ・ 受 験	枚	枚	
5. 見 学	枚	枚	
6. 傷 病 治 療	枚	枚	
7. 保護者旅行随伴	枚	枚	
8. 廃 紙	枚	枚	
計	(D) 枚	枚	

3 学生・生徒数

H29. 5. 1現在在籍者数	H30. 5. 1現在在籍予定数 (見込)	備 考

(注) 交付申請枚数は (D) - (C) の枚数になります。

教 学 第 2 号

平成30年4月5日

各市町村教委教育長  
各 中 学 校 長  
各 中 等 教 育 学 校 長  
各 県 立 学 校 長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

### 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針について（通知）

このことについて、別記のとおり定めたのでお知らせします。

なお、関係者に周知くださるようお願いいたします。

# 奈良県立高等学校入学者選抜の基本方針

平成30年1月

奈良県教育委員会

奈良県立高等学校における入学者選抜は、特色選抜、一般選抜、二次募集の枠組みで実施する。  
ただし、県立大和中央高等学校（定時制（三部制）課程及び通信制課程）入学者選抜については、別に定める。

なお、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で特色選抜、一般選抜を欠席した者に対して、追検査を実施する。

## 1 特色選抜

### (1) 実施対象

全日制課程の専門学科、総合学科、普通科の第1学年から定員を定めて募集するコースにおいて実施することができる。

また、学校運営協議会の意見を受けて、県教育委員会が認めた学校・学科（コース）において実施する。

### (2) 検査

次のア及びイを実施する。

#### ア 学力検査

国語、数学及び英語（聞き取り検査を含む。）の検査を実施する。検査問題は県教育委員会が作成する。

#### イ 学校独自検査、面接及び実技検査

学校独自検査、面接及び実技検査の3種類の検査から選択して実施する。

なお、学校独自検査は、独自問題、口頭試問、自己表現に関するもの等、高等学校が独自に作成する検査とする。

### (3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。また、体育及び芸術に関する学科（コース）においては(エ)を選抜資料に加えることができる。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書のその他の記載事項（調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」）

(エ) 特技に関する記録の得点



イ 各高等学校は、各検査の得点の合計点（以下「検査成績」という。）、調査書の「各教科の学習成績」の合計点（以下「調査書成績」という。）及び特技に関する記録の得点の合計点に占める検査成績の割合を、3割から7割の範囲内で定める。その際、学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」の取扱いを変えること（以下「加重配点」という。）ができる。

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び特技に関する記録の得点の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。ただし、各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項をあらかじめ示し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の特色選抜の募集人員の1割を上限として合否を判定する。

2 一般選抜

(1) 実施対象

次のア及びイの学科（コース）で実施する。

ア 一般選抜で定員の全て又は一部を募集する学科（コース）

イ 特色選抜で合格者数が募集人員に満たなかった学科（コース）

(2) 検査

「国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査を実施する。

なお、定時制課程及び(1)イの学科（コース）については「国語、数学及び英語（聞き取り検査を含む。）」の学力検査を実施し、加えて、面接、実技検査のいずれかを実施する。

(3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書のその他の記載事項

イ 各高等学校は、検査成績と調査書成績の合計点に占める検査成績の割合を、3割から7割の範囲内で定める。その際、学力検査の得点及び調査書の「各教科の学習成績」に加重配点を行うことができる。

(4) 合否の判定

検査成績、調査書成績の合計点の多い者から順に合格者とすることを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。ただし、各高等学校は、調査書のその他の記載事項において重視する事項を公表し、特別に取り扱うことができる。この場合、当該事項を評価して調査書成績に加算し、各学科（コース）の一般選抜の募集人員の1割を

上限として合否を判定する。

### 3 二次募集

#### (1) 実施対象

一般選抜で合格者数が募集人員に満たなかった全ての学科（コース）において実施する。

#### (2) 検査

面接を実施する。また、作文を実施することができる。

#### (3) 選抜資料等

ア 次の(ア)から(エ)を選抜資料とする。

(ア) 各検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 一般選抜の学力検査の得点

(エ) 調査書のその他の記載事項

イ 各高等学校は、調査書の「各教科の学習成績」に加重配点を行うことができる。

#### (4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び一般選抜の学力検査の得点の合計点の多い者から順に合格者とするを原則とし、調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。

### 4 追検査

#### (1) 実施対象

特色選抜、一般選抜を実施した学科（コース）のうち、インフルエンザ等に罹患するなど、やむを得ない理由で検査を欠席した受検者のいる学科（コース）において実施する。

#### (2) 検査

国語、数学及び英語（聞き取り検査を含まない。）の学力検査を実施する。

#### (3) 選抜資料

次の(ア)から(ウ)を選抜資料とする。

(ア) 検査の得点

(イ) 調査書の「各教科の学習成績」

(ウ) 調査書のその他の記載事項

#### (4) 合否の判定

検査成績、調査書成績及び調査書のその他の記載事項を資料として総合的に合否を判定する。募集人員を超えて合格者を決定することができる。

## 5 その他

帰国生徒等を対象とした特例措置、成人を対象とした特例措置及びその他入学者選抜に関する必要な事項については、別に定める。

### 附則

平成31年度入学者選抜から、この基本方針に基づいて実施する。

平成30年4月5日

各市町村教委教育長  
各中・高等学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

殿

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年度高等学校卒業程度認定試験の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施されますので、関係者に周知されるようお願いします。

### 記

#### 1 趣 旨

高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）は、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。

#### 2 実施主体

認定試験は、各都道府県教育委員会、関係省庁及び関係機関の協力を得て、文部科学大臣が行う。

#### 3 受験資格

認定試験を受けることのできる者は、平成31年3月31日までに満16歳以上になる者とする。（平成15年4月1日生まれの者を含む。）ただし、大学入学資格を有している者は除く。

#### 4 試験科目

試験科目は、以下のとおりとする。

教 科	試 験 科 目
国 語	国 語

地理歴史	世界史A又は世界史Bのうちから受験者の選択する1科目及び日本史A、日本史B、地理A若しくは地理Bのうちから受験者の選択する1科目
公民	現代社会1科目又は倫理及び政治・経済の2科目
数学	数 学
理科	科学と人間生活及び物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから、受験者の選択する1科目の合計2科目、又は物理基礎、化学基礎、生物基礎若しくは地学基礎のうちから受験者の選択する3科目
外国語	英 語

なお、合格に必要な科目数は、選択した科目により8科目から10科目とする。

合格に必要な科目数	公民の試験科目	理科の試験科目
8 科 目	現代社会	科学と人間生活を含む2科目
9 科 目	現代社会	「基礎を付した科目」から3科目
	倫理及び政治・経済	科学と人間生活を含む2科目
10 科 目	倫理及び政治・経済	「基礎を付した科目」から3科目

※「基礎を付した科目」とは、物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎の4科目である。

## 5 受験案内配布期間及び配布場所

第1回目 平成30年4月4日(水)～5月9日(水)

第2回目 平成30年7月20日(金)～9月13日(木)

①県庁2階人権・地域教育課、②県立教育研究所事務局窓口、③県文化会館、④県橿原文化会館で配布。

※①・②は土曜日、日曜日及び祝日を除く8:30～17:00

③は休館日を除く9:00～17:00

※休館日：月曜日（その日が休日の場合、翌日以降の平日）

④は休館日を除く 9：00～17：00

※休館日：木曜日（その日が祝日又は休日の場合、翌日以降の平日）

6 願書受付期間

第1回目 平成30年4月20日（金）～5月9日（水）（5月9日消印有効）

第2回目 平成30年8月30日（木）～9月13日（木）（9月13日消印有効）

7 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送する。持参による願書受付は原則として行わない。

8 試験実施期日

第1回目 平成30年8月2日（木）・3日（金）

第2回目 平成30年11月10日（土）・11日（日）

9 時間割

月 日		第1回 8月 2日（木）	第1回 8月 3日（金）
		第2回 11月10日（土）	第2回 11月11日（日）
①	9:30～ 10:20	物 理 基 礎	倫 理
②	10:50～ 11:40	現 代 社 会 政 治 ・ 経 済	日本史 A 又は 日本史 B 地 理 A 又は 地 理 B
	11:40～ 12:40	昼 食 ・ 休 憩	
③	12:40～ 13:30	国 語	世界史 A 又は 世界史 B
④	14:00～ 14:50	英 語	生 物 基 礎
⑤	15:20～ 16:10	数 学	地 学 基 礎
⑥	16:40～ 17:30	科学と人間生活	化 学 基 礎

10 試験方法

主として多肢選択による客観式の検査方法による出題とし、解答はマークシート方式による。

11 試験会場

第1・2回目 奈良県社会福祉総合センター（橿原市大久保町320番11）

12 合格発表

第1回目 平成30年8月28日（火）（結果通知発送予定）

第2回目 平成30年12月6日（木）（結果通知発送予定）

発表の方法は、直接本人宛ての通知をもって行うこととし、全科目合格者には合格証書を、一部科目合格者には、科目合格通知書を送付する。

各市町村教委教育長 }  
各公立学校長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

## 管理職「人権教育」研修講座の開催について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係職員の参加についてよろしくお願ひします。

### 記

#### 1 目的

「人権教育の推進についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」及び「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（文部科学省）」を踏まえた人権尊重の精神に立つ学校づくりの推進に向け、具体的な取組等に学ぶ研修を実施する。

#### 2 日時及び会場

平成30（2018）年6月19日（火） 13：30～16：00

県立教育研究所 磯城郡田原本町秦庄22-1

#### 3 参加対象者

県内公立学校の管理職（各校1名）※奈良市立の学校からの参加を除く。

#### 4 日程・内容等

##### 《全体研修会》

13：30～13：40 開会行事

13：40～15：00 講演「子どもたちの可能性は無限大」

講師 三重県人権教育研究協議会長、元松阪市立西中学校長

川島 三由紀

##### 《分散会》

15：10～15：55 〈小学校・中学校分散会（大講座室）〉

講義「人権尊重の視点に立つ学校づくりの具体化に向けて」



奈良県人権教育研究会事務局

人権・地域教育課人権教育係 指導主事

〈高等学校・特別支援学校分散会（中講座室1）〉

講義「人権尊重の視点に立つ学校づくりの具体化に向けて」

奈良県高等学校人権教育研究会事務局

人権・地域教育課人権教育係 指導主事

15:55～16:00 閉会行事

## 5 参加申込み

平成30年4月5日付け週報第2291号掲載の行事参加等共通仕様書（参加基本様式）により、平成30年5月18日（金）までに下記宛てFAXにて申し込むこと。

県教育委員会事務局人権・地域教育課人権教育係

FAX 0742-23-8609

## 6 その他

午前11時現在、気象警報が田原本町に発表されている場合、研修会を中止する。なお、田原本町以外の地域に気象警報が発表されている場合、研修会は開催するが、勤務校の気象状況等に応じて、適切に対応いただきたい。

各市町村教委教育長 } 殿  
各学校（園）長 }

奈良県教育委員会教育長

## 平成30年春の交通安全県民運動の実施について（通知）

平成30年春の交通安全県民運動は、「平成30年春の交通安全県民運動奈良県実施要綱」により4月6日（金）から4月15日（日）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「自転車の安全利用の推進」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」及び「横断歩行者の保護と正しい横断」（奈良県重点）を重点としています。

また、運動期間中の4月10日（火）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記事項に留意の上、これらの運動を推進し、各学校等における交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

### 記

#### 1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

##### (1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては、体育科・保健体育科の時間はもとより、関連教科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど、高齢者との世代間交流にも配慮すること。

また、障害のある幼児児童生徒については、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、教育上必要な支援の内容、地域における体制整備の状況等に配慮しつつ、交通全般に関する指導を行うようにすること。

イ 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」、「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～』」、リーフレット「くいずで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し、より一層の充実を図ること（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）。特に、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。

## (2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、「通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）」（平成30年2月16日付け29初健食第40号初等中等教育局健康教育・食育課長通知）に基づき、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進すること。

また、通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

ウ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクール・ゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における

歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学・通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

(3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時におけ

る乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

## 2 最近の奈良県内の交通情勢

平成29年中における県内の交通事故発生状況は、

人身事故発生件数 4,460件（前年対比 -47件）

死者数 40人（前年対比 -7人）

負傷者数 5,678人（前年対比 -47人）

で、いずれも減少した。また、平成28年度から第10次奈良県交通安全計画が始まり、目標を平成32年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（25人以下を目途）と定めている。交通事故の防止は、行政機関、関係機関・団体だけではなく、県民一人ひとりを取り組まなければならない課題と考え、交通事故のない社会を目指し、総合的かつ長期的な施策を強力に推進していかなければならない。

## 3 その他

4月は新入学（園）の時期であるため、この機を捉えた新入学児童（園児）に対する交通安全教育、街頭指導等についても十分配慮すること。

## 4 実施結果報告書の提出先

本運動における実施結果報告書については、別紙様式（提出用）により、FAX又は郵便にて下記の各担当宛てにそれぞれ提出すること。

(1) 市町村立学校（園）は、各市町村教育委員会宛て（4月27日まで）

(2) 各市町村教育委員会は、貴管内の学校（園）の結果を集計して、県教育委員会事務局保健体育課長宛て（5月9日まで）

(3) 県立学校は、県教育委員会事務局保健体育課宛て（5月2日まで）

(4) 私立学校（園）は、県地域振興部教育振興課宛て（5月2日まで）

(5) 国立学校（園）は、県交通対策協議会事務局宛て（5月11日まで）

○ 県教育委員会事務局保健体育課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-9862

FAX 0742-22-3995

○ 県地域振興部教育振興課

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8919

FAX 0742-22-7215

○ 県交通対策協議会事務局（県安全・安心まちづくり推進課内）

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8730

FAX 0742-27-5280

別紙様式（提出用）

平成30年春の交通安全県民運動実施結果報告書

学校（園）名または市町村名 \_\_\_\_\_

校 種 \_\_\_\_\_

実施主体	実 施 し た 事 項	○印欄
学校(園) ・ 学年 ・ 学級  活動	講話、講演	
	学級活動・HR活動での交通安全指導	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	自転車等の安全点検	
児童 ・ 生徒会 (委員会) 活動	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
	啓発活動（プリント配布、マスコット配布等）	
	校門における当番活動（呼びかけ等）	
	幼児・児童・生徒安全集会（委員会活動、分団会等）	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	啓発ポスター掲示、放送による啓発	
P T A (育友会) 活動	登下校、登降園における交通安全指導	
	通学（園）路、校区内の安全点検	
	奉仕活動（通学路の清掃、除草等）	
その他の 特記事項		

《記入について》

- ・学校（園）では、実施した事項の欄に○印を付け、該当の事項がない場合は余白部分に記入すること。
- ・市町村教委は、校種別に各事項について集計し、実施校（園）数を○印欄に記入すること。

《実施結果報告書の提出先》

- ・国立関係は県交通対策協議会事務局へ、私立関係は県地域振興部教育振興課へ提出
- ・県立関係は県教育委員会事務局保健体育課へ提出
- ・市町村立関係は各市町村教育委員会へ提出、市町村教育委員会は一括集計して県教育委員会事務局保健体育課へ提出

各市町村教委教育長 }  
各学校（園）長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2018”  
学びをつなぐ～「主体的・対話的で深い学び」の実現～の開催  
について（通知）

このことについて、下記のとおり開催しますので、関係教職員へ周知するとともに、参加についてよろしくお願ひします。

記

1 趣 旨

指導主事、指定研究員等が、本県の教育に関する課題の解決を目指して平成29年度に行った研究の成果を発表するとともに、教育関係者及び教育に関心のある人と本県教育について共に考える機会とする。

2 対象者

教育関係者及び教育に関心のある人

3 日時及び会場

平成30年5月25日（金） 13：00～16：45

県立教育研究所

磯城郡田原本町秦庄22-1

4 日 程

13：00～13：10 開会式・日程説明・諸連絡

13：10～14：30 全体会（基調講演）

14：30～15：00 館内見学

○ 掲示物等の見学、奈良県ディア・ティーチャー・プログラム



受講生による発表等

15:00～15:45 研究発表1

16:00～16:45 研究発表2

発表内容 ○ プロジェクト研究発表  
○ 個人研究発表  
○ 研究報告等

5 内容等

(1) 基調講演

演題 「『深い学び』を実現する授業と評価」

講師 京都大学大学院 教育学研究科 准教授 石井 英真 氏

(2) プロジェクト研究発表

本県の教育に関する課題の解決を目指して、県立教育研究所の指導主事等と指定研究員がチームを組んで行った研究の成果を発表する。

(3) 個人研究発表

本県教育の向上に役立てるため、県立教育研究所の指導主事等の支援を受けて指定研究員が行った研究の成果を発表する。

(4) 研究報告等

大学院研修研究の成果や、県内教科等研究会の実践を報告する。

(5) パネル・教材等の展示等

県立教育研究所、県教育委員会各課等の取組を紹介する展示や、奈良県ディア・ティーチャー・プログラム受講生による発表を行う。

6 旅 費

所属負担とする。

7 参加申込み

別表を参照し、別記様式の参加申込書に必要事項を記入の上、平成30年5月15日（火）までに、郵送又はFAXで下記宛て申し込むこと。

〈申 込 先〉 県立教育研究所 研究開発部教科教育係

郵送：〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1

FAX：0744-33-8909

〈問合せ先〉 県立教育研究所 研究開発部教科教育係

TEL：0744-33-8903

別表

1 全体会（基調講演）（13：10～14：30）

申込 番号	主 題
	基 調 講 演 概 要
①	<p>「深い学び」を実現する授業と評価</p> <p>「主体的・対話的で深い学び」に関連して、「深い学び」を実現する授業と、その評価の方法に加え、学習指導要領の改訂の概要と、今後の教育の動向に関して学びます。</p>

2 研究発表1 前半 + 研究発表2 後半 （15：00～16：45）

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
⑨	<p>【プロジェクト研究Ⅲ】 開発的教育相談の効果的な活用の在り方 ～ストレスマネジメントを中心として～ [教育相談]</p> <p>ストレスは学校不適応に至る原因の一つとされ、児童生徒のストレス軽減に向けた取組が求められています。そこで、ストレスマネジメントを中心とした開発的教育相談について、2年間研究を行いました。その内容と成果を報告し、開発的教育相談の活用の在り方について共に考えます。</p>
⑩	<p>【プロジェクト研究Ⅳ】 巡回指導における支援体制の在り方 ～地域の特色に応じた通級指導教室の活用及び充実を目指して～ [特別支援教育]</p> <p>巡回指導に関わる地域の教育委員会や巡回指導実施校と連携を図り、巡回指導における支援体制の在り方について実践的研究を2地域で行いました。地域の特色に応じた通級指導教室担当者による巡回指導の成果と課題について報告し、多様な教育的ニーズに対応できる支援体制の在り方について共に考えます。</p>

3 研究発表1 前半 （15：00～15：45）

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
②	<p>【プロジェクト研究Ⅰ】 遊びから主体的な学びへつなぐ幼小接続の在り方 [幼小接続]</p> <p>幼小の接続期にふさわしい主体性の芽生えや表現力の育成に資する環境構成や、教員から子どもへの指導・援助の仕方について研究を行いました。その結果を基に、幼稚園から小学校にスムーズに学校生活に移行できるようこれからの教育・保育を共に考えます。（本研究は、2年継続研究の1年目です。）</p>
	<p>【プロジェクト研究Ⅱ】 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり [言語活動の充実1（小学校国語）]</p>

③	<p>児童に身に付けさせたい資質・能力を明確にし、主体的・対話的で深い学びの視点からの小学校国語科「読むこと」の授業づくりについて研究しました。「深い学びの過程」や「深い学びを見取る評価」を重点に取り組んだ研究結果を基に、これからの国語科の学びについて共に考えます。</p>
④	<p><b>【プロジェクト研究Ⅱ】「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり</b>  <b>[言語活動の充実2（小学校外国語活動）]</b></p> <p>主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて思考・判断・表現する英語でのやり取り」が豊富になるような言語活動の工夫を行いました。伝え合う必然性のある場面の設定等について共に考えます。</p>
⑤	<p><b>【プロジェクト研究Ⅱ】「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり</b>  <b>[言語活動の充実3（高等学校地理歴史）]</b></p> <p>高等学校地理歴史科における多面的・多角的に考察する力が身に付く授業づくりが、主体的・対話的で深い学びの実現に効果的であることについて研究を行いました。その成果と課題について報告し、これからの授業づくりについて共に考えます。</p>
⑥	<p><b>【プロジェクト研究Ⅱ】「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり</b>  <b>[理数教育1（中学校理科）]</b></p> <p>生徒が教員役となり主導していく授業（通称PIE）が、「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくりと関連が見られるという先行研究を基に、中学校理科におけるPIEの取組について研究を行いました。その結果について報告し、深い学びを実現するための授業の工夫について共に考えます。</p>
⑫	<p><b>【個人研究】学習意欲を高める探究科学の評価について [高等学校探究科学（理科）]</b></p> <p>探究的な学びは、これから更に重視されると考えます。生徒が研究テーマを決め探究活動を行う「探究科学」における、生徒の学習意欲を高める評価について研究しました。探究的な学びにおけるルーブリック作成や相互評価の取組について報告し共に考えます。</p>
⑭	<p><b>【大学院研修研究報告】高等学校英語科における協働的な授業改善の研究</b>  <b>～カリキュラムマネジメントの視点から～ [英語教育]</b></p> <p>英語科全体での協働的プロセスを通して、既存のCAN-DOリストを見直し改訂しました。また、新しいCAN-DOの達成を目指したスピーキングの取組、パフォーマンステストの導入、研究授業と事後研修会のサイクル、それを受けての改善行動など、英語科の中に起こった変化について報告します。</p>
⑰	<p><b>【大学院研修研究報告】小学校学年部に着目した授業改善に関する研究 [授業改善]</b></p> <p>若手教員が多くなってきている現状を踏まえ、若手・中堅・ベテラン教員が協働的・日常的に授業改善に取り組んでいくことを目指し、小学校学年部に着目して研究を行いました。先行研究を基に2年生・4年生の学年部において取り組んだ実践について報告</p>

	します。
	<b>【大学院研修研究報告】 小学校における自らストレスに対処する力の育成を目指した保健教育の取組 [保健教育]</b>
⑱	小学校高学年を対象に、自ら心身の健康問題を回避・軽減・解決することができるような力の育成を目的としたストレスマネジメント教育の学級指導プログラムを開発・実践しました。取り組んだプログラムの概要や結果、考察について報告します。
	<b>【大学院研修研究報告】 幼児期から児童期における「不器用さ」へのアプローチ～感覚統合の手法を用いた遊びを通して～ [特別支援教育（感覚統合）]</b>
⑳	最近の子どもたちの不器用さに着目し、感覚統合を取り入れた活動を就学前の5歳児から小学校1年生への時期に介入して研究を行いました。感覚統合の手法を用いた遊びや活動を行った結果、どのように子どもが変化したかについて報告します。

#### 4 研究発表2 後半 (16:00～16:45)

申込 番号	発 表 主 題
	発 表 概 要
	<b>【プロジェクト研究Ⅱ】「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり [理数教育2（中学校数学）]</b>
⑦	中学校数学科における「学びのつながり」を重視した授業づくりが、主体的・対話的で深い学びの実現に効果があるという仮説のもと研究を行いました。そこから見えてきた課題と成果について報告し、アクティブ・ラーニングプランニングノートを利用した授業づくりについて共に考えます。
	<b>【プロジェクト研究Ⅱ】「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業づくり [ICT活用（小学校社会）]</b>
⑧	小学校社会科において、主体的・対話的で深い学びの実現のためにICTの特性・強みを生かした活用について研究を行いました。その成果と課題の報告を基に、授業におけるICT活用について共に考えます。
	<b>【個人研究】学校ホームページを活用した情報発信による地域連携の活性化 [学校事務]</b>
⑪	学校事務職員の職務規定の改正を受け、主体的に校務運営に参画するために、事務職員の専門性を生かして「開かれた学校づくり」に関する課題の解決につなげる研究を行いました。学校ホームページの充実を図り、地域連携を活性化する取組について報告します。
	<b>【個人研究】学習意欲を高める教材・教具 [高等学校英語]</b>
⑬	高等学校第1学年において、教科書を平易な語句を用いて書き換えたワークシートを利用し、概要を理解させた後に本文を学習し、ライティング活動を行いました。このこ

	とで生徒の理解を助けることができました。学習意欲を高めるリライト教材を用いた英語学習の取組を報告し共に考えます。
⑮	<b>【大学院研修研究報告】 防災教育の協働的な立案についての研究</b> <b>～コアチームでの活動を手がかりに～ [防災教育]</b>
	高等学校における防災教育の取組に着目し、従来からの学級担任主導型から、各教科等の特徴や特性を活用した協働型の立案を行いました。複数教科にまたがる教員組織（コアチーム）を編成し、カリキュラム表の作成・実践・評価を行うことで得られた成果や課題について報告します。
⑯	<b>【大学院研修研究報告】 小学校理科における問題解決能力育成を目指す研究</b> <b>～理科授業設計マトリックスの開発と運用～ [理科教育]</b>
	小学校の理科において、児童が深く学ぶ授業を設計するために、目標と、必要となるレディネス・教員の支援の具体を示した表（理科授業設計マトリックス）を開発しました。これを用いた実践の具体と、その有用性や今後の活用について報告します。
⑰	<b>【大学院研修研究報告】 認知特性に応じた書字支援</b> <b>～通常の学級における適切な児童の見立てと効果的な支援への活用～</b> <b>[特別支援教育（書字支援）]</b>
	書字困難を抱える児童について個々の認知特性・認知処理様式に応じた支援を行い、その効果を検討しました。通常学級における特別支援の視点を取り入れた書字支援として、書字の特徴に関する評価を基にした実態把握の方法、認知特性・認知処理様式に応じた書字支援の方法と成果について報告します。
⑱	<b>【大学院研修研究報告】 小学校特別支援学級における効果的な指導の検討</b> <b>～子どもの特性と視覚情報を中心に～ [特別支援教育（視覚支援）]</b>
	小学校特別支援学級に在籍する児童の特性に着目し、視覚支援の有効性について検討を行いました。前半は、コミック会話的手法を主として行った支援の実際について、後半は特別支援学級在籍の児童3名に行ったタブレットPCを活用した作文学習の実際から、その有効性について報告します。
⑳	<b>【実践報告】 一人一人が輝く特別活動の創造 [奈良県小学校特別活動研究会]</b>
	楽しく豊かな学級や学校生活を目指し、協働して実践する活動から、人間関係形成、社会参画、自己実現につながる学びを生み出す学級活動の授業づくりに取り組みました。学級の実態に応じて指導計画を作成し、指導と評価を行った実践について報告します。

【別記様式】

平成30年度奈良県立教育研究所“教育セミナー2018”

## 参加申込書

奈良県立教育研究所長 殿

平成30年 月 日

教職員	所 属 所属長名	(      -      -      )	公印
	T E L		
一 般	住 所	(      -      -      )	
	T E L		
	F A X		

※ 部分的な参加も可能です。参加を希望される時間帯の枠内に、番号をお書きください。

※ 同じ所属であれば、この用紙で3名まで申し込むことができます。

※ 手話通訳・車いす等の配慮を必要とされる場合は、備考欄にその旨をお書きください。

記入例	参加者氏名	△△ △△	
	全体会 (13:00~14:30)	参加を希望される 発表内容の番号を お書きください。	①
	研究発表1 (15:00~15:45)		②
	研究発表2 (16:00~16:45)		③
	備考	(例) 車いすを使用します。	

枠内に×をお書きください。

参加者氏名		
全体会 (13:00~14:30)	参加を希望される 発表内容の番号を お書きください。	
研究発表1 (15:00~15:45)		
研究発表2 (16:00~16:45)		
備考		

参加者氏名		
全体会 (13:00~14:30)	参加を希望される 発表内容の番号を お書きください。	
研究発表1 (15:00~15:45)		
研究発表2 (16:00~16:45)		
備考		

参加者氏名		
全体会 (13:00~14:30)	参加を希望される 発表内容の番号を お書きください。	
研究発表1 (15:00~15:45)		
研究発表2 (16:00~16:45)		
備考		

FAX送信先：奈良県立教育研究所 0744-33-8909

各市町村教委教育長 }  
各 園 長 } 殿

奈良県教育委員会教育長

平成30年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」  
調査実施園の募集について（通知）

このことについて、下記により募集しますので、応募についてよろしくお願ひします。

記

1 調査の趣旨

幼児の運動能力等の実態を調査し、幼児期からの運動能力の一層の向上を図る。

2 調査内容

5歳児を対象とした運動能力調査（25メートル走又は往復走、テニスボール投げ、立ち幅跳び、両足連続跳び越しの測定）

3 調査期間

平成30年5月から6月末まで

4 募集対象

県内幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所

5 申込み方法

別紙様式により、平成30年4月25日（水）までに、FAX又は郵送で教育研究所長宛て申し込むこと。

6 その他

（1） 調査実施園は、平成30年4月下旬に決定し、通知する。

（2） 調査についての実施説明会は、5月30日（水）午後1時30分から開催予定。

(別紙様式)

第 号  
年 月 日

奈良県立教育研究所長 殿

園 名

園長名

平成30年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」の申込みについて

標記の件について、下記のとおり申し込みます。

記

1 園名、住所等

園 名			
住 所			
担当者名			
T E L		F A X	
E-mail			

2 調査を実施する学級数、幼児数

学級数	
幼児数	

3 平成29年度「奈良県幼児の運動能力等実態調査」への参加状況

参加

不参加

※当てはまる方に○を付けてください。